

<立川市>
認知機能低下に伴う
行方不明に備えましょう
マニュアル



令和8年4月版

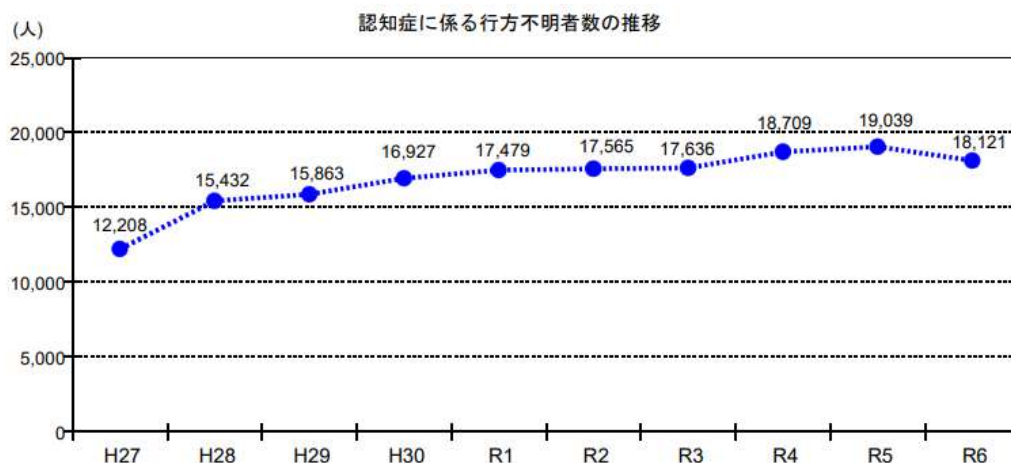
はじめに

認知機能低下によってひとり歩きで道に迷うことは、認知症の行動・心理症状（BPSD）の一つで、その症状は初期から中期によくみられるものです。

この問題点は、判断能力が低下している場合、猛暑や地理がわからない状況の中では、その人の命が危険に晒される可能性が高くなることです。最終的に行方不明に至ってしまい、認知症の人が最悪の結果で見つかるということも、後を絶ちません。

そのため、認知症になっても安心して暮らしていくには、認知症のある方への行方不明対策が極めて重要となります。

データ：警視庁ホームページ・行方不明者



警察庁調査「令和5年における行方不明者の状況」によると、認知症に関わる行方不明者は、令和5年は、統計をとり始めた平成24年以降で最多となる1万9,039人（前年比330人増加）となっています。

男女別では、男性が1万597人（構成比55.7%）、女性が8,442人（構成比44.3%）と、男性の割合が高い傾向が続いています。

このマニュアルの見方 & 目次

- 1 行方不明にならないために（主に家庭内でできること）
1 ページ
- 2 行方不明になったときに備えて（周りから協力してもらうこと）
3 ページ
- 3 行方不明になってしまったら
5 ページ

1 行方不明にならないために

○「行方不明になる可能性を判断」する

認知症のある方が、行方不明に至る原因と考えられるのは、中核症状のうちの「記憶障害」と「見当識障害」があるためと考えられます。

(例1) 用事があって出かけたものの、何の用事が忘れてしまう。→**記憶障害**

(例2) 外出先で、道がわからなくなってしまう。→**見当識障害**

※見当識障害：時間や場所、周囲の状況、人などを認識する機能に障害が生じることを指します。

また足腰に問題がなく、かなり遠くまで移動することが可能なため、「認知症の軽度から中度」の方に起きやすいとも考えられます。

不安やストレス、環境の変化などの影響を受けやすく、悪化しやすくなるともいわれています。夕方になると何となく落ち着きがなくなるといった場合は、そのリスクは高くなります。また年に2～3回行方不明になってしまった場合、それは単なる偶然ではありません。



○ 落ち着いて過ごすために「日常生活を工夫」する

・なぜ歩き回ってしまうのか、本人の気持ちを理解する。

→どこかに帰りたい？昔の家を思い出している？

・本人と家族の生活リズム、行動パターン、住環境などを把握する。

→本人の行きやすいところ、玄関出入り口の状況、一人になる時間帯など。

・「心のよりどころ」をつくる。楽しいこと、喜ぶことを生活の中に。

→以前の趣味や日課などを生活に取り入れてストレスや不満を解消。

(例1) 視界や目線を合わせる、声のトーンに意識して、安心する声かけを。

(例2) 新聞取り、簡単な調理・掃除など、「ちょっとした家事」で役割を。
ひとりで行えない時は、誰かと一緒に。

(例3) 昼間に運動、趣味活動。夜はぐっすり眠れるように。



○「適切な医療」を受ける

- ・主治医に相談して、内服治療・現在の状態を把握する。
- ・「認知症疾患医療センター」や「認知症サポート医」など専門医療機関で指導助言などを受ける。

→認知症疾患医療センター：認知症の鑑別診断、身体合併症と行動心理症状への対応、専門医療相談などを行う機関。

☆立川市の場合

⇒ 国家公務員共済組合連合会立川病院 専用 TEL：0120-766-613

- ・かかりつけ薬局（かかりつけ薬剤師）を持ち、お薬手帳を活用しましょう。

→重複処方や飲み合わせをチェックしてもらいましょう。

※薬の治療で、記憶障害を改善したり悪化を緩やかにします。また不安や興奮・暴力などの症状に、対処できる場合があります。



外に出られないようにするのは…。

行方不明にならないように必死になるあまり、家の外側から鍵をかける、動かないよう椅子やベッドに縛りつける、などの行為は「身体拘束」にあたります。この方法しかないといって、手続きを踏まずに「身体拘束」を行うことは高齢者虐待にあたります。

「身体拘束」に該当する事項には、ベルトや紐等による行動制限、介護衣（つなぎ服）やミトン型手袋の使用、立ち上がりを妨げるような椅子の使用、向精神薬等の過剰服用、鍵付きの居室などへの隔離などがあります。

～やむを得ず身体拘束を行うために必要な手続き～

「緊急やむをえない場合の3要件」（厚生労働省 2001年（平成13年））

以下の3つのすべての要件を確認するために、医療や介護・福祉に関わる関係者が必ず一緒の場で話し合い、身体拘束以外の方法を検討しなくてはなりません。また、一定の期間で本人の状態を評価して、記録に残しておく必要があります。

- ①身体拘束その他の行動制限を行わないと利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。（切迫性）
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない。（非代替性）
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。（一時性）

2 行方不明になったときに備えて

○日頃から周囲の理解を得て「協力の土台」を作っておく【認知症≠恥ずかしい】

- ・家族で抱え込まない。介護保険サービスを利用しよう。
 - 24時間常に見守るためには、8時間労働×3人の労力が必要です。
 - 抱え込まない、専門家に任せる心構えを持ちましょう。
- ・地域包括支援センターやケアマネジャーの行うサービス担当者会議（介護保険サービスを利用するための話し合い）に、ご近所さんや民生児童委員・自治会の役員などに参加してもらう。

→日頃から、見かけた時に「声をかける・かけてもらう」（ごきんじょ一歩進んだ互近助見守り対応）

（例1）本人と一緒に散歩の途中で、ご近所さんと世間話。

（例2）本人にいつも赤い服を着てもらい、民生児童委員さんに印象づけた。

（例3）立ち寄る可能性のある店舗や駅などの公共交通機関に、事前に知らせておく。



○警察・市役所・関係機関などへ「届出や連絡の準備」をする

・写真や画像データの準備

→家族やケアマネジャーが撮って、共有しておく。

（例）自宅で撮れない時に、デイサービスへ依頼して自然に撮影した。

・通報・届出用の書式を用意して、あらかじめ途中まで記入しておく。

→基本情報など、書けるところは書いておく。

・衣類や持ち物への記名（ジャケットの裏側、靴の中、杖などに）。

（例1）外出の際に、必ず持っていきそうなものへ、予め氏名・連絡先を記入しておく。

（例2）二次元コードをアイロンプリントで貼り、見つけてもらった人に読み取ってもらう。

→令和6年8月より、立川市高齢者等見守りシール事業を開始しています。



○電子機器の活用と住宅環境の工夫（GPS、センサーチャイムなど）

・導入可能なGPSがあるか。システムの種類、費用などの検討。

（例1）玄関ドアが開くと赤外線センサーでチャイムが鳴るようにして本人が出て行ったことがわかるようにした。

（例2）本人が端末を持ってくれないとき、孫に頻繁にメールを送ってもらい本人に関心をもってもらった。

（例3）GPSのサイズが最小化し、靴底シートに埋め込んだり、キーホルダーとして違和感がないものもあり、外出しても発見できるようにしておく。



今さら聞けない…GPSって??

グローバル・ポジショニング・システムの略で、衛星からの信号をGPS受信機で受け取り、受信者が自身で地球上の現在位置を知るシステムです。元々はアメリカが軍用に作ったシステムですが、今やカーナビゲーションやスマートフォンなどに応用されており、日常生活と切りたくても切り離せない存在になっています。

建物の中にいるとその建物に電波受信を阻害され、正確な位置情報を把握することができません。反面空が多く見える場所では、高精度な位置情報が特定できます。

外に出られないようにするのは「身体拘束」にあたります。外出して、道がわからなくなってしまうことに備えて、GPSを持ってお出かけできる工夫をしましょう。

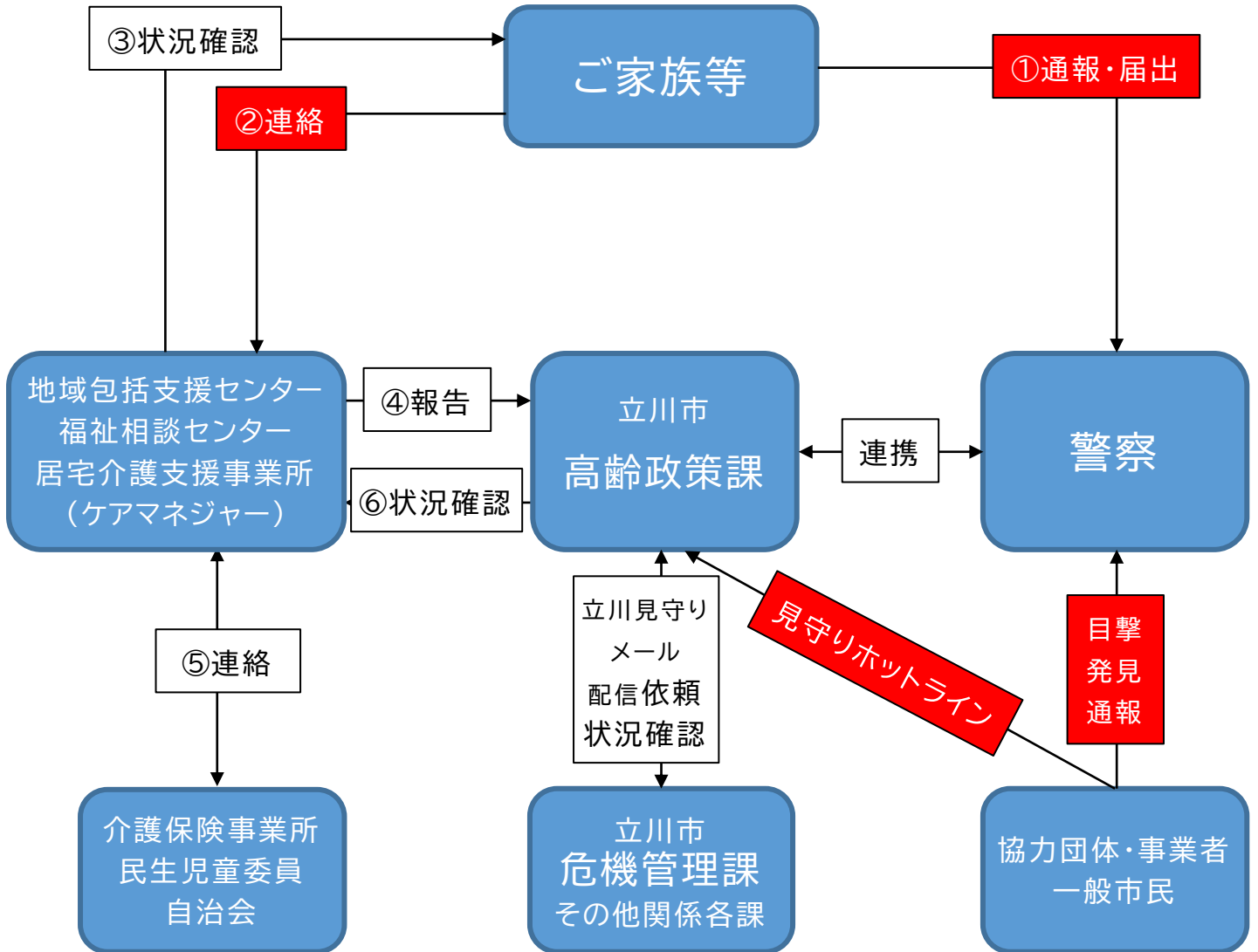
最近のGPS傾向：超小型軽量で靴の中敷きに入る、感知器と探知機を組合せたもの、移動経路を確認できる、複数人で同時位置検索できる
etc.

最近のサービス傾向：料金安価、家族以外の代理お迎え etc.

※立川市高齢者等位置情報確認サービス事業や介護保険サービスで、一部の機器について取り扱っております。サービスを利用される際に一部自己負担が発生する場合があります。

詳しくは、担当のケアマネジャー・地域包括支援センターへご相談ください。

3 行方不明になってしまったら



◆ご家族の対応

①110番通報するか、警察署に届け出る。

- ・行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署
 - ・行方不明者が行方不明となった場所を管轄する警察署
 - ・行方不明者届を届出る方の住所又は居所を管轄する警察署
- 届出の際は、写真、印鑑等を持参してする。

☆提供情報（わかる限りで・・・）

氏名、性別、生年月日、住所、発生日時、写真、身長、体型、髪型、行方不明時の場所・状況、服装（上、下、靴／義歯の有無）、持ち物、認知症の有無、名前や住所が言えるか、既往歴・身体状況 など

②ケアマネジャー（いる場合）、地域包括支援センター・福祉相談センターに連絡、民生児童委員、自治会、隣近所、その他心当たりにも協力を依頼。

◆居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）／

地域包括支援センター・福祉相談センターの対応

③行方不明の連絡を受けたら・・・

●家族に状況確認をする「いつ、どこで、どんな状況でいなくなったか」。

●警察に通報していない場合は、警察に届けることを家族に促す。

☆「大ごとにしたくない」との心理で躊躇している場合には・・・

→1、何よりも人命が優先されるべきであること。

→2、警察への通報は「大ごと」ではないことを説明。

→3、第三者が代理で通報してもよいかの確認を取る。

●立川市役所へ報告してよいか許可を得る。

④高齢政策課への報告

●①の情報に「警察への届出の有無」を加えて報告。その後も経過報告。

●夜間、閉庁日は庁内担当者に連絡される。

⑤関係事業所、民生委員などへの情報提供、協力要請（*原則として家族の許可を得る）

●デイサービスの送迎時やヘルパーの移動中などに注意してもらう。

●自治会、民生委員などと連携して近隣住民へ協力依頼(自治会連絡網の活用)。

◆『必要性がある場合』行うこと

●家族がいない場合、または家族に代わっての警察への通報。

●医療機関、薬局、タクシー会社、バス会社などへの問い合わせ、情報提供。

◆市役所の対応【高齢政策課／危機管理課など】

●危機管理課は高齢政策課からの依頼を受けて立川見守りメール配信をする。
(警察への通報等確認)

⑥各課（福祉総務課、介護保険課、生活福祉課、保険年金課など）は可能な限り協力して地域からの情報を集約して警察と連携する。

●高齢政策課は対象者発見の情報が入り次第、すぐに危機管理課へ報告する。(立川見守りメールで発見情報を配信するため)

◆一般市民の対応（地域見守りネットワーク協力団体・事業者含む）

●見守りメールの後に、気になる高齢者を見かけたら以下に連絡。

【見守りホットライン】 042-506-0024

【市役所代表電話】 042-523-2111



【高齢者行方不明時対応チェックリスト】

○第一報者（第一報は誰からの連絡だったか）

連絡あった日時	年 月 日 :	氏名	
関係性		連絡先	

○家族の連絡先

家族氏名		年 齢	
住 所		連絡先	

○行方不明者基本情報

- ・見守りメールとして発信してよいか （はい・いいえ）
- ・名前を公表してよいか （はい・いいえ）

ふりがな			
高齢者氏名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	(歳)
住 所		連絡先	
特 徴 (身長、体型、髪型)	身長：高い・低い 体型：やせ型・ふつう・肥満 髪型：長い・短い・色	服 装	上着： ズボン： 服飾品：
写 真	有 ・ 無		
認知症	有 ・ 無 名前や住所を言えるか（はい・いいえ）		
行方不明時の状況			
立ち寄りそうな場所			

おわりに

超高齢社会を迎え、認知症高齢者も増加し続けています。認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気です。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、地域全体が認知症への関心を高め、正しく理解し、支えあうことが大切です。

そして、認知機能低下に伴う行方不明は、何も対策を講じなければ命の危険もあり大きなリスクを伴いますし、どれだけ気を付けていても、行方不明になることはあり得ます。ご家族だけでなく、支援者や近隣住民など周囲の方々の協力も得ながら事前の備えを考えていきましょう。

認知症になっても、周囲の人々の理解と気遣いがあれば、穏やかに暮らしていくことは可能です。地域で暮らすみんなで、誰もが暮らしやすいまちをつくっていきましょう。

認知症に関するご相談は、あなたのまちの
地域包括支援センター＆福祉相談センターへ



営業時間：月曜日～金曜日：9時～17時

- 【富士見町・柴崎町】 南部西ふじみ地域包括支援センター
☎(540)0311/FAX(548)1747/E-mail：h-fujimi@tachikawa-shakyo.jp
- 【羽衣町・錦町】 南部東はごろも地域包括支援センター
☎(523)5612/FAX(523)5613/E-mail：tachikawa.hagoromo@gmail.com
- 【高松町・曙町・緑町】 中部たかまつ地域包括支援センター
☎(540)2031/FAX(522)1636/E-mail：c.t-houkatsu@ninjin.or.jp
- 【若葉町・栄町】 北部東わかば地域包括支援センター
☎(538)1221/FAX(538)1222/E-mail：h-wakaba@tachikawawakaba.jp
- 【幸町・柏町・砂川町・泉町】 北部中さいわい地域包括支援センター
☎(538)2339/FAX(538)1302/E-mail：h-saiwai@shisei.or.jp
- 【上砂町・一番町・西砂町】 北部西かみすな地域包括支援センター
☎(536)9910/FAX(536)9953/E-mail：h-kamisuna@ba.wakwak.com

にしき福祉相談センター

☎(527)0321/FAX(527)0322/E-mail：s-nishiki@shisei.or.jp

かみすな福祉相談センター

☎(537)7799/FAX(536)7182/E-mail：kamisuna@keiaikai.org

にしすな福祉相談センター

☎(531)5550/FAX(531)3451/E-mail：nishisuna.soudan@gmail.com

立川市保健医療部高齢政策課

☎(523)2111 内線 148 2

FAX(522)2481

～認知症地域支援推進員（在宅医療・介護相談窓口担当 兼務）～

認知症地域支援推進員とは、【認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまち】を目指して、立川市に関わるたくさんの皆様と協働して、認知機能に障害のある方とその家族を支えるための推進活動をしています。

令和7年1月より各地域包括支援センターに配置されています。

【発行】 立川市高齢政策課/立川市認知症地域支援推進員